

# 手話通訳者・要約筆記者の派遣をお手伝いします

市民の皆さんや団体が、広く市民を対象とした事業を行う場合に、手話通訳者・要約筆記者のコーディネートをしています。

## 手話通訳・要約筆記とは

### 要約筆記

中途失聴者や難聴者など聞こえにくい方に対し、内容を要約し文字で示すものです。講演会や会議などではスクリーンに投影し、個別相談などはノート等を書いて示します。



### 手話通訳

手話を使う聴覚障がい者等に対し、手話を通じて内容をお伝えします。講演会等では話す人の隣に立ちます。

### 手話通訳と要約筆記、どちらも必要？

聴覚障がいのある方は、第一言語を音声言語で獲得した人（中途失聴者や難聴者）と、手話での意思疎通を主とする人（生まれつき聞こえない人など）がいます。前者は手話を習得していない、後者は要約筆記では理解しにくい場合があります。対象者の状況に合わせて選択しましょう。

## 申請方法

### 事業の3週間前までに

- 障がい福祉課へ申請書の提出
- (要約筆記の場合) 機材の手配  
手書き：OHC、プロジェクター、スクリーン  
パソコン：表示用パソコン、プロジェクター、スクリーン  
※準備できない場合は、障がい福祉課へ申し出る

急遽必要になった場合もご相談ください。

### 障がい福祉課から派遣決定通知書を受け取ったら

- 当日の担当者へ資料の送付※1週間前までに  
⇒要約筆記者へはデータ（Word、Excel形式での提供が望ましい）
- 報償費の調整（事業主催者等が費用を負担する場合）
- (来場方法が自家用車の場合) 駐車場の確保

### 当日

- 担当者と以下の項目の確認
  - 資料の変更の有無
  - 全体の流れ
  - マイクの音量
  - 照明
  - 機材の位置
  - 立ち位置・座る位置
- (手話通訳と要約筆記の両方がある場合)  
手話通訳者と要約筆記のスクリーンを近くに配置
- (暗転時にアナウンスがある場合)  
手話通訳者のスポット照明の位置の確認
- (可能であれば) 手話通訳・要約筆記の説明資料の表示  
※ホームページから事前にダウンロード

※宗教・政治活動に関すること、参加者から集金する事業への派遣はできません。

### 問合せ 豊田市障がい福祉課

電話番号 (0565) 34-6751 ファックス番号 (0565) 33-2940

Eメール shougai\_hu@city.toyota.aichi.jp